

伊勢ブランド認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢の歴史や風土、食文化及び伝統等の伊勢らしさを活かした付加価値を有し、伊勢独自の特性を持った商品を認定し、情報発信することにより、伊勢のイメージを高めるとともに、地域経済の活性化を図る。

(定義)

第2条 事業者とは、伊勢市産業振興会（以下「振興会」という。）、伊勢商工会議所、伊勢小俣町商工会及び公益社団法人伊勢市観光協会のいずれかの会員であって、伊勢市内に主たる事業所を有するものをいう。

(認定対象)

第3条 伊勢ブランドの認定対象は、事業者が生産、製造、企画した特産品、又は提供するサービスとする。

(認定申請資格)

第4条 伊勢ブランドの認定の申請を行うことができる資格のある者は、第2条の事業者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税を滞納していない者

(2) 伊勢市内で開業して5年を経過している者

2 前項第2号の規定にかかわらず、商品が伊勢ブランドとして認定することが適当と認められる場合はこの限りではない。

(認定の申請)

第5条 伊勢ブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢ブランド認定申請書（様式第1号）を振興会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 伊勢ブランド認定申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 伊勢ブランド認定申請調書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 申請者の概要が分かる書類

ア 定款又は寄付行為、規約その他これに類する書類

イ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

法人以外の団体にあつては、代表者の住民票

個人にあつては、申請者の住民票

ウ 申請者の事業内容等が分かる書類

(4) 認定を受けようとする商品の概要が分かる書類

(5) 市税に滞納がない証明書

(6) その他会長が必要と認める書類

(認定基準)

第6条 会長は、商品を伊勢ブランドとして認定するにあたってその認定基準を別に定めるものとする。

- 2 会長は、前項の審査基準を定めたときは、これを公表するものとする。
- 3 前項の規定は、審査基準を改正する場合について準用する。

(認定の審査)

第7条 会長は、第5条の申請があった場合は、前条の認定基準に基づく適合審査（以下「認定審査」という。）を伊勢ブランド認定委員会（以下「認定委員会」という。）に諮問するものとする。

- 2 認定委員会は、前項に規定する諮問があったときは、認定審査を行い、その結果を会長に答申するものとする。
- 3 申請者は、円滑な認定審査に協力しなければならない。

(審査結果の通知)

第8条 会長は、認定委員会の認定審査で、認定基準に適合すると認められたときは、当該申請者に対して伊勢ブランド認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 2 会長は、認定委員会の認定審査で、認定基準に適合しないと認められたときは認定しないものとし、当該申請者に対して伊勢ブランド認定審査結果通知書（様式第5号）によりその理由を付して通知するものとする。

(認定及び認定証の交付)

第9条 前条第1項の通知を受けた者は、会長が指定する日までに宣誓書（様式第6号）を提出するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による宣誓書の提出があった場合は、第6条の認定基準に照らし、認定を決定するものとする。
- 3 会長は、前項の規定により、当該商品を伊勢ブランドとして認定し、伊勢ブランド認定証（様式第7号）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

(認定の公表等)

第10条 会長は、伊勢ブランドとして認定した商品（以下「認定品」という。）及び認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）の氏名（法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を公表するものとする。

(認定の有効期間)

第11条 認定品に対する認定の有効期間は、認定した日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(認定の表示)

第12条 認定事業者は、有効期間内において、別に定める伊勢ブランド認定マークを表示したシール（以下「認定シール」という。）を認定品に貼り付けすることができる。

2 認定シールは、認定時に無償で交付する。ただし、認定事業者が認定シールを追加で必要とするときは、有償で交付する。

3 認定事業者は、認定マークを使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 認定マークは、認定シールを認定商品に貼り付けする以外は、ホームページやパンフレット等に表示することはできない。

(2) 認定品以外の商品に認定シールを貼り付けすることはできない。

(3) 認定シールは、振興会が作成したものを使用し、不正に作成してはならない。

(認定登録料等)

第13条 認定事業者は、新たに認定された商品があるときは、認定に係る登録料（以下「登録料」という。）を納付するものとする。登録料は、1認定物につき1万円とする。また、年間手数料として1認定物につき、振興会会員は3千円とし、振興会会員以外は8千円を納付するものとする。ただし、会長が登録料及び年間手数料の負担を免除する必要があると認めるときは、登録料及び年間手数料を免除することができる。

2 認定事業者は、会長が指定する期日までに登録料及び年間手数料を納付するものとする。

3 認定登録後、認定取消しになった場合には、登録料及び年間手数料は返金しない。

(認定内容の変更)

第14条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、伊勢ブランド認定申請事項変更届出書（様式第8号）により、速やかに会長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所（法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。

(2) 認定品の名称を変更したとき。

(3) 認定品の生産、製造又は販売を廃止し、又は中止したとき。

(4) 認定品の規格、形状又は包装若しくは容器に係るデザインを著しく変更したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、申請書の記載事項に変更（軽微な変更を除く）が生じたとき。

(業務状況の聴取等)

第15条 会長は、特に必要があると認めるときは、認定事業者に対して、認定品に係る報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(認定の取消)

第16条 会長は、認定品及び認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。
- (2) 認定基準に適合しないと認められたとき。
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (4) 第14条の規定による届出を正当な理由なく行わなかったとき。
- (5) 第15条の規定による報告、調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。
- (6) 認定品の生産、製造又は販売を廃止又は1年間以上中止したとき。
- (7) 第13条の規定による年間手数料を納付しないとき。
- (8) その他伊勢ブランドの認定に重要な支障を来す行為があったとき。

2 会長は、認定を取り消しを行ったときは、伊勢ブランド認定取消通知書(様式第9号)を当該認定事業者に通知するとともに、その対象となる認定品及びその者の氏名(法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)を公表することができる。

3 第1項の規定に該当することにより認定を取り消された者は、その取り消しの日から2年を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。

(認定の更新)

第17条 第11条に規定する認定の有効期間が満了となる場合において、認定の更新を受けようとする認定事業者は、当該認定の有効期間の満了する日の3月前までに、第5条に規定する認定の申請を行わなければならない。

2 会長は、前条第1項の規定に該当する場合を除き、認定を更新することができる。

3 第8条及び第11条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定証の再交付)

第18条 認定事業者は、認定証を紛失又は破損したときには、伊勢ブランド認定証再交付申請書(様式第10号)を速やかに会長に提出し、その再交付を受けなければならない。

(認定事業者の責務)

第19条 認定事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに次の各

号について特に留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造又は販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、伊勢ブランドのイメージ向上に繋げるよう努めなければならない。
- (2) 第15条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。

2 認定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、伊勢ブランド事故等発生通知書（様式第11号）により、早急に会長に報告しなければならない。

（認定の特例）

第20条 会長は、第7条の規定による手続きによらず、認定基準に適合すると認められる商品について、当該事業者等の承諾を得て伊勢ブランドとして認定することができる。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。